

環境影響評価方法書の審査書

事業名	(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業	
事業者名	株式会社ユーラスエナジーホールディングス	
事業実施区域	位置:青森県下北郡東通村 岩屋・尻屋・尻労周辺 面積:約211ha	
事業 特 性	事業の内容	<p>風力発電所設置事業(陸上) ユーラス岩屋ウインドファーム(平成13年運転開始)、ユーラス尻労ウインドファーム(平成15年運転開始)について、風力発電機の耐用年数を鑑み、建て替えを実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の出力: <ul style="list-style-type: none"> <新岩屋>32,500~50,000kW (単機出力:2,000~3,000kW 級) <新尻労>19,250~22,000kW (単機出力:2,000~3,000kW 級) ・風力発電機の基数: <ul style="list-style-type: none"> <新岩屋>既設の容量と同様の連系の場合は約10~16 基程度設置 ※系統状況が改善された場合は最大で25 基程度設置 <新尻労>既設の容量と同様の連系の場合は約6~10 基程度設置 ※系統状況が改善された場合は最大で11 基程度設置 ・風力発電機の概要 ブレード枚数:3枚 ローター直径:約80~101m(2,000kW級)、約108~116m(3,000kW級) ローター中心までの地上高:約80m(2,000kW級)、約80~100m(3,000kW級) 最大高さ:約120~130m(2,000kW級)、約130~160m(3,000kW級)
	工事の内容	<p>(1)工事概要 道路工事: 輸送路拡幅工事、仮設道路・管理用道路工事 造成・基礎工事: 風車組立ヤード造成工事、基礎工事 据付工事: 風力発電機据付工事(風車組立) 電気工事: 自営送電線工事、連系変電所工事 撤去工事: 既設風力発電機の撤去工事</p> <p>(2)工事工程 本工事開始時期: <新岩屋>平成34 年3 月(予定)、<新尻労>平成36 年3 月(予定) 運転開始時期: <新岩屋>平成36 年12 月(予定)、<新尻労>平成38 年12 月(予定) ※冬季は積雪のため工事を実施しない。</p>
地 域	大気質	<p>対象事業実施区域及びその周囲における最寄りの一般環境大気測定局はむつ市、六ヶ所村に1 局ずつ、最も近い自動車排出ガス測定局は青森市に設置されている。対象事業実施区域から最も近い苫生小学校局(むつ市)でも約20km 離れている。平成26年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、いずれの測定局とも環境基準に適合している。大気汚染に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑」によれば、平成26年度は東通村では0件である。</p>

特 性	騒音・超低周波音	<p>一般環境騒音の状況について、対象事業実施区域及びその周囲においては青森県が公表する測定結果はない。青森県では自動車騒音常時監視として、環境基準の類型を指定された8市において、平成15年度から平成26年度にかけて面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況の評価を実施している(※平成24年は公表データなし)。対象事業実施区域及びその周囲での測定結果はないが、むつ市の平成26年度の測定結果は、5地点中1地点で夜間の環境基準を未達成であった。騒音に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑」によれば、平成26年度は東通村では0件である。</p>
	振動	<p>環境振動及び道路交通振動の状況について、対象事業実施区域及びその周囲においては青森県が公表する測定結果はない。振動に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑」によれば、平成26年度は東通村では0件である。</p>
	水質及び底質	<p>(1)河川の水質 対象事業実施区域及びその周囲では、青森県による定期的な測定が行われている地点はない。</p> <p>(2)海域の水質 対象事業実施区域及びその周囲の海域では、2地点で水質測定が実施されており、平成26年度の水質測定結果は、pH、DO、COD、SS等、全ての項目について環境基準値を超える地点はない。</p> <p>(3)地下水の水質 対象事業実施区域の周囲では、東通村小田野沢の1地点で概況調査が行われている。小田野沢の概況調査の測定結果は、環境基準に適合している。また、対象事業実施区域及びその周囲には岩屋浄水場と野牛浄水場があり、概況調査が行われている。</p> <p>(4)水質に係る苦情の発生状況 水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑」によれば、平成26年度は東通村では0件である。</p>
	地形・地質	<p>(1)地形の状況 対象事業実施区域は小起伏山地が大部分を占めている。その他、対象事業実施区域及びその周囲には中起伏山地、砂礫台地等が分布している。「日本の典型地形」((財)日本地図センター発行、平成11年)に記載されている、対象事業実施区域及びその周囲における典型地形として、対象事業実施区域に「尻屋(カルスト台地)」が、周囲には「尻屋崎周辺(岩石海岸)」がある。</p> <p>(2)地質の状況 対象事業実施区域には、主に「粘板岩・チャート」が分布している。対象事業実施区域及びその周囲には、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)により指定されている重要な地質は存在しない。</p>
	動物	<p>(1)動物相の概要 対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、哺乳類25種、鳥類221種、爬虫類7種、両生類10種、昆虫類401種、魚類9種及び昆虫類以外の無脊椎動物9種の合計682種が確認されている。</p> <p>(2)動物の重要な種 動物の重要な種、選定根拠に基づき、学術上または希少性の観点から選定した結果、哺乳類4種、鳥類75種、爬虫類1種、両生類3種、昆虫類39種、魚類3種の合計125種と、昆虫類以外の無脊椎動物9種が選定されている。</p> <p>(3)注目すべき生息地 対象事業実施区域及びその周囲には、特に注目すべき生息地は存在しない。</p>

<p>植物</p>	<p>(1)植物相の概要 対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要は、維管束植物(シダ植物及び種子植物)が712種確認されている。</p> <p>(2)植生の概要 対象事業実施区域の植生は、ブナクラス域代償植生であるブナーミズナラ群落及びシバ群団が広がり、一部にカシワミズナラ群落、ブナクラス域自然植生のエゾイタヤシナノキ群落、植林地・耕作地植生であるスギ・ヒノキ・サウラ植林、牧草地等がみられる。</p> <p>(3)植物の重要な種及び重要な群落 植物の重要な種は、選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した結果、34科68種が確認されている。対象事業実施区域及びその周囲には特定植物群落が6件指定されている。</p> <p>(4)巨樹・巨木林 東通村には幹周300cm以上の巨樹・巨木林が8件存在している。そのうち、対象事業実施区域及びその周囲には、尻屋神社のヒノキアスナロが分布している。対象事業実施区域が位置する東通村には、樹木や樹林に関する天然記念物が1件指定されている。</p>
<p>生態系</p>	<p>(1)環境類型区分 対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から、樹林、乾性草地、湿性草地、河辺・海岸・砂丘等、市街地等、池沼等の6つの環境類型に区分される。主に山地及び台地に樹林が広がり、樹林環境の周辺や尾根上、道路周辺などに乾性草地が分布している。ため池や湿地等の周辺、低地には湿性草地がみられ、河川や海岸の周辺には河辺・海岸・砂丘等の環境がみられる。なお、対象事業実施区域の環境類型は、樹林と乾性草地が分布している。</p> <p>(2)重要な自然環境のまとまりの場 対象事業実施区域内には自然植生、保安林及び鳥獣保護区が含まれている。</p>
<p>景観</p>	<p>(1)主要な眺望点の分布及び概要 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、「尻屋崎」や「野牛川レストハウス」等がある。</p> <p>(2)主要な景観資源 対象事業実施区域の周囲の主要な景観資源は、「尻屋小沼」、「下北段丘」、「桑畑山山稜部」等がある。</p>
<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、「尻屋崎」と「寒立馬越冬放牧地アタカ」がある。</p>

	<p style="text-align: center;">その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲においては、学校、医療機関、社会福祉施設等は存在しない。また、対象事業実施区域から直近の住居は約0.7kmの位置に存在する。</p> <p>対象事業実施区域の周囲における、既設及び計画中の風力発電事業は、以下のとおりである。</p> <p>○既設の風力発電所： ユーラス岩屋ウインドファーム 32,500kW (1,300kW×25基) ユーラス尻労ウインドファーム 19,250kW (1,750kW×11基) ユーラスヒツ北野沢クリフ風力発電所 12,000kW (2,000kW×6基) 岩屋風力発電所 800kW (400kW×2基) 岩屋ウインドパーク 27,000kW (1,500kW×18基)</p> <p>○計画中の風力発電所：なし</p>
環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法	方法書第6章(P195～267)参照	
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解：平成28年度第22回風力部会資料2-3参照 関係都道府県知事意見：平成28年度第22回風力部会資料2-4参照	
審査結果	環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、必要に応じ、勧告を行う。	
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。	

環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 入 出	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
			低周波音（超低周波音を含む）					○
	水環境	水質	水の濁り			○		
			底質					
		その他	地形及び地質					
	その他 の環境	その他	重要な地形及び地質					
		風車の影					○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○		○	
		海域に生息する動物						
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○		○	
		海域に生育する植物						
生態系	地域を特徴づける生態系			○		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○			
		残土			○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量						

- 注：1. は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目であり、は、同省令第26条の2第1項に定める「別表第11」に示す放射性物質に係る参考項目である。
2. 「○」は、対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定した項目を示す。